

# 1.17 のつどいー阪神・淡路大震災 30 年追悼式典ー運営等業務ー 企画提案募集要項

## 1 趣旨

震災 30 年の節目を迎え、阪神・淡路大震災の犠牲となられた方々への哀悼の誠を捧げるとともに、安全・安心な社会づくりに向けて進む決意について、国内外や次世代に強く発信する「1.17 のつどいー阪神・淡路大震災 30 年追悼式典ー」を開催するにあたり、運営等に関する業務を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

## 2 業務内容

### (1) 委託業務名

1.17 のつどいー阪神・淡路大震災 30 年追悼式典ー運営等業務

### (2) 内容

別紙仕様書に沿って企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に応募する者が企画する業務

### (3) 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間

### (4) 委託上限額

金 32,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募資格

受託者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。また、単独企業だけでなく複数の企業・団体での共同によるグループ応募をする場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募はできない。

(1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有した、民間企業、NPO 法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。

(2) 兵庫県の入札参加資格者名簿登録業者

(3) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること（労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可など）。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(6) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。

(7) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他の特定

労働者の適正な労働条件を確保すること。

(8) 下記ア、イ、ウのいずれかの実績を有していること。

ア 平成 16 年度（阪神・淡路大震災 10 周年追悼式典）以降、兵庫県担当部局と協力し、皇室（天皇皇后両陛下）にご臨席いただいた行事を運営した実績

イ 県内において、大事故等の犠牲者を追悼する式典を運営した実績

ウ 追悼式典の会場となる兵庫県公館において、多数の行事を運営した実績

#### 4 企画提案に係る手続き

(1) 募集要項の内容に対する質問等の受付・回答

ア 受付期間

令和 6 年 7 月 31 日（水）17 時 30 分まで

イ 提出書類

質問書（様式第 1 号）

ウ 提出先及び提出方法

本要項 7 の提出先へ FAX 又は電子メールにより提出し、電話で到着を確認すること。

エ 回答

質問受付日から土日・祝日を除いて 3 日を目途に、回答をホームページ等で公表する。

(2) 応募図書を作成及び提出

ア 応募図書

(ア) 応募書（様式第 2 号）

(イ) 業務推進体制報告書（様式第 3 号）

(ウ) 企画提案書及び工程表（様式任意）

・式典の演出案

・公館会場の祭壇デザイン及び若者が制作した作品展示レイアウト（3 案）

・追悼の灯りの演出案

・式典開会前映像の企画案

・オプション提案

※イメージ図や写真を使用し、分かりやすい提案書とすること

(エ) 経費見積書（様式第 4 号）

※業務遂行上の費用対効果を高めるための提案を合わせて記載すること

イ 提出部数

10 部

ウ 提出期限

令和 6 年 8 月 7 日（水）17 時 30 分（必着）

エ 提出先及び提出方法

本要項 7 の提出先へ郵送または持参により提出

オ 企画提案書及び工程表作成にあたっての留意事項  
別紙「企画提案の内容」を参照の上、作成すること

## 5 企画提案コンペ参加に際しての留意事項

### (1) 応募図書の著作権及び取扱い

ア 応募図書は、未公表資料であり、本用途以外には使用しないものであること。

イ 応募図書の著作権は応募者に帰属する。応募図書は審査のためのみに使用し、応募者には返却しない。

### (2) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。

### (3) 企画採択後の変更等

企画採択後、ひょうご安全の日推進県民会議での議論（企画委員会 8～9 月、総会 10 月 [いずれも予定]）等により、企画内容の修正や提案の変更を適宜早急に依頼するので、留意すること。また、大幅な業務内容の変更等があれば、双方協議により契約を変更する場合がある。

## 6 審査

### (1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の点について審査のうえ、委託候補者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対してヒアリング等を行うことがある。

#### 【評価方針】

審査にあたっては、1.17 のつどいのテーマ「震災を風化させない-『忘れない』『伝える』『備える』『活かす』『繋ぐ』-」に沿った演出を盛り込んだ震災 30 年の節目に相応しく、かつその費用対効果の高い企画案であることに加え、皇室をはじめ国内外の VIP の御出席が見込まれることから、これまでの事業実績や本事業の推進体制についても重要な評価ポイントとする。

#### 【評価ポイント】

- ・企画提案力
- ・事業推進力
- ・企画提案等における費用対効果

### (2) 審査結果の連絡

審査結果は応募者全員に文書で通知する（令和 6 年 8 月下旬予定）。

## 7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

ひょうご安全の日推進県民会議事務局

担当：吉田、木南

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1（兵庫県災害対策センター増築棟 2 階）

兵庫県危機管理部防災支援課内

電話 078-341-7711（内線 6545）

FAX 078-362-4424

電子メール bosaishien@pref.hyogo.lg.jp

(別紙)

## 企画提案の内容

追悼式典の基本方針である 1.17 のつどいー阪神・淡路大震災 30 年追悼式典ー運営業務仕様書の別紙 1 ひょうご安全の日のつどい実施方針（案）を基に、以下について提案すること。

### ① 式典の演出

震災 30 年のひょうご安全の日のつどいのテーマ「震災を風化させないー『忘れない』『伝える』『備える』『活かす』『繋ぐ』（以下、「震災 30 年つどいテーマ」という。）」を踏まえた演出、式典 2 会場が一体的となる演出等を提案すること。（例：会場の雰囲気づくりや中継映像等の画面活用の工夫等）

### ② 兵庫県公館会場の祭壇デザイン及び若者が制作した作品展示レイアウト

震災 30 年つどいテーマである『繋ぐ』をイメージしたデザイン（デザインの説明含む）を、3 案提案すること。また、高校生や若者が制作した絵画や書道作品等を会場内に展示するためのレイアウト案を祭壇デザイン案とともに提案すること。レイアウトにあたっては、式典会場の雰囲気と合致し、一体的なレイアウトを検討すること。

なお、作品を制作する高校生や若者の選定については、施行者が決定する。

※ 別紙 1 ①オ 祭壇 参照

### ③ 追悼の灯りの演出

式典 2 会場には、慰霊や未来への期待を込めた「追悼の灯り」を次世代の若者が運び、慰霊のシンボルとして献灯することから、別紙 1 ①カに示した灯りの採火・集灯・運搬方法の具体案を提案すること。

### ④ 式典開会前映像の企画

式典開会前に上映する映像について、震災 30 年つどいテーマを踏まえた企画案を提案すること。

### ⑤ オプションプランの提案

別紙 1 に記載する実施方針の効果を一層高めるため、より効果的な新企画や、別紙 1 ①クに示した次第の内容を効果的に実施するための演出方法（以下例示）を積極的に提案すること。

ア 次世代へ震災の教訓を継承する重要性を訴求する演出

イ 頻発する自然災害の経験を共有し、共に歩んでいく重要性を訴求する演出